

香川高等専門学校FD委員会規程

平成22年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）とは、高専教員の教育、特に授業に関する資質と能力を高めるための組織的かつ継続的な取り組みをいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の授業内容や教育方法等の改善・向上に関すること。
- 二 教員の資質向上に関すること。
- 三 その他FDに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 副校長
- 二 教務主事
- 三 専攻科長
- 四 専攻長
- 五 各キャンパス一般教育科及び各学科から選出された各1名の教員
- 六 学務課長，学生課長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(運営)

第5条 委員会に委員長を置き、校長が指名する前条1号の委員をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、委員長が所属するキャンパスの学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。